

農林水産航空事業実施ガイドライン

平成16年4月20日付け16消安第484号農林水産省消費・安全局長通知
最終改正：令和8年8月3日付け8消安第1494号

1 趣旨

農林水産航空事業（以下「事業」という。）は、有人ヘリコプターの病虫害防除や水稻直播への利用により、病虫害防除コストの低減、労働力の軽減、いもち病等地域全体で発生する病虫害の効率的かつ確実な防除等を推進し、農産物の安定供給に寄与する重要な役割を果たしている。

また、食の安全に対する国民の関心が一層高まる中で、安全な食料を安定的に供給していくため、農薬についても安全かつ適正な使用の確保を図ることが一層重要となっている。

こうしたことから、「農林水産航空事業の実施について」（平成13年10月25日付け13生産第4543号農林水産事務次官依命通知。以下「次官通知」という。）により農林水産航空事業を実施するに当たっては、「農薬を使用する者が遵守すべき基準を定める省令」（平成15年農林水産省・環境省令第5号）を踏まえつつ、関係者一同の連携強化の下に、特に、次の事項に留意し、実施現場へ周知徹底を図ることにより、農薬の空中散布をはじめとする事業の円滑かつ適切な実施を図る。

2 「次官通知」の2に定める県対策協議会及び地区対策協議会の機能の充実

（1）県対策協議会においては、事業の円滑かつ適切な実施を図るため、以下の点に留意するよう努める。

- ① 協議会構成員には、都道府県の農林水産関係部局等のほか、環境（河川関係を含む。）、衛生（水道関係を含む。）、教育、警察等の関係部局の関係者を含め、体制の充実及び相互の連携強化を図ること。
- ② 適切な事業計画の検討を行うこと。
- ③ 危害防止対策として、設定された散布区域、選定された農薬等の点検・確認の徹底を図ること。

（2）地区対策協議会においては、事業の円滑かつ適切な実施を図るため、以下の点に留意するよう努める。

- ① 協議会構成員には、その実施区域に係る畜産、水産、養蜂、養蚕、葉たばこ産業等団体の関係者に加え、保健所、市町村、学校（教育委員会）、警察、病院、水道、地元自治会等の関係者を広く含めるとともに、相互の連携強化を図ること。
- ② 航空防除実施区域周辺を含む地理的状況、農業地域における住宅地の混在、転作田の混在等の作業環境に係る変化に十分対応できるよう、散布区域及び散布除外区域、散布薬剤の種類及び剤型等についての十分な検討を行うこと。

また、事業計画の立案に際しては、「日本農林規格等に関する法律」（昭和25年法律第175号）に基づき有機農産物に関する認証制度が創設され、平成13年4月から有機表示の規制が開始されたことを踏まえ、有機農産物の生産を希望する農家（以下「有機栽培農家」

という。)の意向を的確に把握し、その立場に十分に配慮しつつ、散布区域、散布除外区域、散布方法等についての検討を行うこと。

- ③ 水質保全の観点から、浄水場、取水口等の周辺地域に設定した散布除外区域の点検を徹底すること。
- ④ 関係者の地域住民等に対する協力依頼を徹底するとともに、「公共用水域等における農薬の水質評価指針について」（平成6年4月15日付け環境庁水質保全局長通知）、「航空防除農薬に係る気中濃度評価値」（平成9年12月22日環境庁水質保全局公表）等を活用し、航空防除の安全性についての啓発を行うこと。
- ⑤ 万一の事故に備え、あらかじめ保健所、病院等の医療機関と十分な連絡をとるとともに、緊急時に直ちに対応できるよう体制の整備を図ること。

3 事業に関する計画の取りまとめ及び公表について

「次官通知」の2の(1)に定める事業に関する計画の取りまとめ及び公表については、以下のとおりとする。

(1) 事業計画の提出

- ① 農薬、肥料、種子等の空中散布及び農林水産業における物資の輸送（以下「空中散布等」という。）の実施主体（以下単に「実施主体」という。）は、事業の実施に当たって、毎年度事業計画（別記様式1）を作成し、県対策協議会に提出すること。
- ② 県対策協議会は、都道府県内の実施主体が作成した事業計画を取りまとめ、事業年度の開始前までに都道府県知事及び地方農政局長（内閣府沖縄総合事務局長を含む。以下「農政局長」という。）を経由して農林水産省消費・安全局長（以下「消費・安全局長」という。）に提出するほか、一般社団法人農林水産航空・農業支援サービス協会（以下「農サ協」という。）に情報共有すること。

(2) 事業計画の取りまとめ、公表等

- ① 消費・安全局長は、(1)により提出された事業計画を取りまとめ、その概要を公表すること。
- ② 消費・安全局長及び農政局長は、都道府県別の事業計画を備置きすること。
- ③ 消費・安全局長は、(1)により提出された事業計画を農林水産省内の関係局庁の長に情報提供すること。
- ④ 県対策協議会は、事業の実施による蜜蜂被害の発生を防止するため、事業計画を都道府県の農薬指導担当部局に情報提供すること。
- ⑤ ④により情報提供を受けた都道府県の農薬指導担当部局は、実施主体と養蜂家との間における情報共有の徹底を図るため、当該情報を都道府県の畜産担当部局と共有すること。
- ⑥ ⑤により情報提供を受けた都道府県の畜産担当は、養蜂組合等の協力を得て、当該情報のうち必要な情報（農薬散布の実施予定日、作物名、実施市町村名、散布資材名等）を整理し、個々の養蜂家に対し、情報提供すること。

(3) 事業計画の変更

事業計画に変更が生じた場合は、(1)及び(2)に準じて、速やかに変更事業計画の提

出及び取りまとめ、公表等を行うこと。

(4) 事業実施状況報告の提出

- ① 実施主体は、事業年度の終了後、毎年度事業実施状況報告（別記様式2）を作成し、県対策協議会に提出すること。
- ② 県対策協議会は、都道府県内の実施主体が作成した実績を取りまとめ、事業年度の終了後1か月以内に都道府県知事及び農政局長を経由して消費・安全局長に提出するほか、農サ協に情報共有すること。

(5) 事業実施状況報告の取りまとめ、公表等

- ① 消費・安全局長は、(4)により提出された事業実施状況報告を取りまとめ、その概要を公表すること。
- ② 消費・安全局長は、(4)により提出された事業実施状況報告を農林水産省内の関係局庁の長に情報提供すること。

(6) 情報管理

このガイドラインに基づく情報提供に当たっては、「個人情報の保護に関する法律」（平成15年法律第57号）、各都道府県が定める個人情報保護条例等に留意するものとする。

4 事業実施に当たっての留意事項

- (1) 都道府県、実施主体等をはじめとする関係者は、適期防除を推進するため、作物の生育状況や病害虫の発生状況に応じた航空防除を適正に実施するよう県対策協議会及び地区対策協議会の整備等、実施体制の強化に努める。
- (2) 航空事故及び農薬による危害の防止のため、実施主体及び地区対策協議会は、架線等の危険箇所及び散布除外区域を示す正確な散布地図の作成（より現場の状況を正確に反映した新しい地図の使用）並びに危険箇所及び散布除外区域を示す標識旗の適切な設置（設置本数及び設置場所）に努める。
- (3) 航空事故及び農薬による危害の防止のため、航空会社及び実施主体は、作業実施に関する十分な事前打合せ及びパイロット引継事項の確認並びに航空防除実施区域の地上及び空中からの事前の調査・確認の徹底に努める。
また、散布実施後においても、実施主体及び航空会社の間で意見交換等による意思の疎通及び散布に係る情報の共有を図り、次回散布の適正実施に努める。
- (4) 航空会社及び実施主体は、安全運航及び作業員の事故防止のため、適正なヘリポートの設置、テールローターへの接触防止等の安全対策の徹底に努める。
- (5) 防除効果の向上及び農薬による危害の防止のため、航空会社は、散布飛行基準の遵守に努める。
- (6) 農薬の飛散を防止するため、航空会社及び実施主体は、風向及び風速を計測し、次官通知別紙9の(1)に定める風速を超える場合は、散布の中止を徹底する。また、当該風速を超えない場合であっても、散布除外区域へ農薬が飛散することを防止するため、風向を考慮した散布を行う等必要な措置を講じるよう努める。

さらに、散布区域の周縁部から農薬を散布するとともに、散布除外区域への飛散低減効果

が確認された片側散布飛行やDG（ドリフトガード）ノズルの使用等を積極的に行い、散布除外区域への農薬の飛散を一層防止するよう努める。

（７）農薬による危害防止のため、実施主体、地区対策協議会をはじめとする関係者は、引き続き以下の対策を確実に実施するよう努める。

- ① 航空防除実施区域周辺の住民、学校・病院等の公共施設等に対する、実施予定日時、区域その他散布内容に関する広報を徹底すること。
- ② 通勤・通学路における誘導員・監視員の適正な配置による防除実施時の実施区域内への人の立入防止を徹底すること。
- ③ 基幹道路等の周辺から散布を行う等適切な散布順序を徹底すること。
- ④ 航空防除実施区域周辺において、飛来する農薬が原因となって有機農産物に関する認証が受けられなくなる等の防除対象以外の農作物への損害が生じないために必要な措置を徹底すること。

特に、有機農産物に関する認証に支障を来すおそれがある場合には、適切な間隔をとる等必要な措置を徹底すること。

- ⑤ 天候等により実施時間を変更する場合や補正散布を行う場合は、その旨を直ちに関係者へ連絡するとともに、地域住民、公共施設等に対し周知し、誘導員・監視員の適正な配置の一層の徹底を図ること。
- （８）航空会社、実施主体等をはじめとする関係者は、環境保全に十分配慮した航空防除を実施するため、相互の連携の強化に努める。特に、水質保全の観点から、農薬の取扱いに十分留意し、薬剤の空容器、残液等の適切な処理に努める。
- （９）実施主体及び地区対策協議会は、事業を実施する際には、有機栽培農家等の関係者からの要望があった場合に提供できるよう、従前と同様、散布地図、作業記録等の関係資料の整備に努める。
- （１０）実施主体は、農薬散布の効率化等の有人ヘリコプターの利点を発揮させ、かつ、安全に事業を進めるため、農薬散布区域の設定等の点検・見直しに努める。

５ その他

都道府県、実施主体等は、生産コストの低減及び農作業の効率化を図る観点から、水稻の直播等においても、有人ヘリコプターの有効利用に努める。

〇〇〇〇年度農林水産航空事業計画

都道府県名：

実施主体名	実施市町村名	作物名	対象作業名 (対象病虫害名等)	実施 予定日	実施日数	実施面積(ha)、 処理量(m ³ , 本)、 輸送量(t)	散布(輸送)資材名 (農薬の名称等)	資材の散布 形態	ha当たり散布 量(ℓ, kg)	事業に必要な 機体数	備 考
農 業 計 (ha)											
林 業 計 (一般散布 ha)											
林 業 計 (単木処理 m ³ 又は本)											
林 業 計 (物輸 t)											
合 計 (h a)											

【記載上の注意】

- 集計範囲
年4月1日～ 年3月31日の計画を記入すること。なお、林業関係については国有林関係を除くこと。
- 集計方法
集計する場合は農業、林業別に集計し、合計は、農業及び林業（一般散布）のみとし、林業（単木処理）及び林業（物輸）は含まないこと。
同一の実施団体が、同時期に同じ作物に対し防除を実施した場合であっても、対象病虫害名、散布資材等が異なる場合は、別欄に記載すること。
同一作物、同一対象病虫害に同一散布資材等を用いて防除を行う場合にあっては、時期が異なる場合は別欄に記載すること。
- 対象作業名
病虫害防除については、対象とする病虫害名（葉いもち、穂いもち、ウンカ類、ヨコバイ類等。同時防除にあっては対象とする全ての病虫害名。）、その他の作業については、具体的な作業名（除草、施肥、治山、野ねずみ駆除等）を個別に行を改めて記入すること。
- 実施予定日
実施時期別に実施予定日を記入すること（例：8/8～8/10ではなく、8/8、9、10と記入）。
- 実施面積(ha)、処理量(m³, 本)、輸送量(t)
農業及び林業（一般散布）の場合は、畦畔等を含めた全ての散布対象面積（ha）を、1ha未満は四捨五入し整数値として記入すること。
林業（単木処理）の場合は、処理量(m³又は本)を記入すること。
林業（物輸）の場合は、輸送量(t)を記入すること。
- 散布(輸送)資材名等
農薬名は種類名でなく農薬の名称を正確に記入すること。（「農薬登録情報提供システム」又は「航空防除用農薬要覧」の農薬の名称を参照のこと。）
- 資材の散布形態<リスト選択>

液剤、液剤少量、微量、粒剤、微粒剤、粉剤、その他の別をリストから選択すること。

8 ha当たり散布量 (ℓ, kg)

ha当たりの散布量を、リットル又はkg単位で記載すること。＜単位は右セルからリスト選択＞

別記様式 2

〇〇〇〇年度農林水産航空事業実績

1 事業実施状況一覧

都道府県名：

作業 分野	対象 作物	実 施 団 体			実 施 内 容			散 布 資 材							航 空 会 社			備 考
		実施主体名	番号	関係市町 村名	対象作業 (病害虫)名	実 施 日	実 施 面積 (ha)	散布資材名 (農薬の名称)	散布形態 (希釈倍数)	10a当たり散 布量		散布資材(原液)			航空会 社名	稼働機		
										(ℓ, kg)		総使用量 (ℓ, kg)		機種		延機		

【記載上の注意】

- 集計範囲
本表の実績については〇〇〇〇年4月1日～〇〇〇〇年3月31日までの有人ヘリコプターによる実績(報告時に計画段階のものについては実施計画の数字等)を記入すること。なお、林業関係については国有林関係を除くこと。
- 実施主体名
実施団体、市町村ごとに防除の内容を整理・集計するので、これが判別できるように記入すること。また、合計欄の()内には、実施主体及び関係市町村の実数を記入すること。ゴルフ場の松くい虫防除については、ゴルフ場別(関係市町村も記入)に記入すること。
- 市町村合併等による地名の変更
年度途中に市町村合併等による地名の変更があった場合は、原則、新地名を記入すること。
- 番号<リスト選択>
実施主体について、次の区分から該当番号を選択すること。なお、農業は農業区分から、林業は林業区分から選択すること。
【農業区分】 1. 都道府県 2. 市町村 3. 地区(市町村)協議会等 4. 地区(市町村)植防協会等 5. 公社・経済連等 6. 農協 7. 共済組合 8. その他
【林業区分】 1. 都道府県 2. 公社 3. 市町村 4. 公団 5. 都道府県森連 6. 森林組合 7. ゴルフ場 8. その他
- 関係市町村
複数の市町村が関連している場合は、全ての市町村名を記入すること(代表的な市町村を一番最初に記入)。
- 対象作業名
病害虫防除については、対象とした病害虫名(葉いもち、穂いもち、ウンカ類、ヨコバイ類等。同時防除にあっては対象とした全ての病害虫名)、その他の作業については、具体的な作業名(除草、施肥、治山、野ねずみ等を記入)を個別に行を改めて記入すること。
同一市町村で複数回の航空防除が実施される場合は、必ず、実施時期別(各散布ごと)に記入すること。
- 実施面積
空中散布を実施した実面積を記入すること。
- 散布資材名(農薬の名称)<リスト選択>
農薬の名称をリストから選択すること。リストにない場合は、種類名でなく農薬名を正確に記入すること。(「農薬登録情報提供システム」又は「航空防除用農薬要覧」の農薬の名称を参照のこと。)
例：カスガマイシン・フサライド水和剤 × → カスラブサイドゾル
農薬以外の資材等も直接記入すること。

9 散布形態（希釈倍率）＜リスト選択＞

液剤、液剤少量、微量、粒剤、微粒剤、粉剤の別を選択し、液剤、液剤少量散布については、（ ）内に希釈倍数を正確に記入すること。倍率が異なる場合は、希釈倍数ごとに行を改めて記入すること。（例：液剤（30倍））

10 散布資材（原液）総使用量

液剤、液剤少量散布について、散布資材（農薬）ごとに、希釈する前の原液（製剤）量を正確に記入すること（小数第二位を四捨五入し、少数第一位まで記入）。なお、農薬を混合した場合は、農薬ごとに希釈する前の原液（製剤）量を正確に記入すること。

11 機種＜リスト選択＞

機種は略号表記としている。名称は下記のとおり。なお、機体番号（(JA)9415等）を記入しないこと。

AS350B…ユーロコプターAS350「エキュレイ」（旧アエロスペース社製）

H500…（通称ヒューズ500）ベルMD500E（旧ヒューズ社製）（日本での登録名称369E）H369シリーズは全てH500と記入すること。

206B…ベル206「ジェットレンジャー」

（機種はおおむねこのいずれかに分類される。分からない場合は航空会社等に確認すること。）

12 延機

2地区同一機体が防除した場合は、両地区に数字を計上すること。

13 備考

有人ヘリコプターによる散布除外地の対応内容を備考欄に記入すること。

14 その他

この報告の計数等は、農林水産航空事業の資料として使用するため、報告時に計画段階のもの又は報告後変更等があったものについては、事業実施の翌年1月末までに実績又は変更内容等を連絡されたい。

（問合せ先：植物防疫課国内防除第2班 03(3502)3382）

1 事業実施状況一覧（記載例）

都道府県：

作業分野	対象作物	実 施 団 体			実 施 内 容			散 布 資 材							航 空 会 社			備 考
		実施主体名	番号	関係市町村名	対象作業 (病害虫)名	実施 日	実 施 面積 (ha)	散布資材名 (農薬の名称)	散布形態 (希釈倍数)	10a当たり散 布量 (ℓ, kg)	散布資材(原液) 総使用量 (ℓ, kg)	航空会 社名	稼働機					
													機種	延機				
農業	水稻	〇〇農業共済組合	7	●市	いもち病、紋枯病	5	6,142	アミスターエイト	液 剤	(30)	3.00	ℓ	6142.0	ℓ	ヘリサービス	AS350B	3	
					ウンカ類、カメムシ類			スタークル液剤10	液 剤	(30)	3.00	ℓ	6142.0	ℓ				
				〇●市	いもち病、紋枯病	3	1,410	アミスターエイト	液 剤	(30)	3.00	ℓ	1410.0	ℓ	ヘリサービス	AS350B	1	
					ウンカ類、カメムシ類	2	1,410	スタークル液剤10	液 剤	(30)	3.00	ℓ	1410.0	ℓ	ヘリサービス	206B	4	
農業計		1団体		2市		10	8,962									8		
松林	松	〇〇県	1	●町	松くい虫	1	17	スミバインMC	液 剤	(5)	6.00	ℓ	204.0	ℓ	ヘリサービス	206B	1	
					松くい虫	1	27	スミバインMC	液 剤	(5)	6.00	ℓ	324.0	ℓ	ヘリサービス	206B	1	
				〇●市	松くい虫	1	29	スミバインMC	液 剤	(5)	6.00	ℓ	348.0	ℓ	ヘリサービス	206B	1	
		〇〇市	3	〇〇市	松くい虫	1	15	スミバインMC	液 剤	(5)	6.00	ℓ	180.0	ℓ	ヘリサービス	206B	1	
					松くい虫	1	7	スミバインMC	液 剤	###	G12	ℓ	4.2	ℓ	ヘリサービス	206B	1	
林業計		2団体		3市町		5	95									5		
合計		3団体		7市町		17	9,057									13		

2 農林水産航空事業の実施概要

本年度の航空防除による危被害の発生状況

都道府県名：

危被害の対象作物等	発生場所		発生状況			散布当時の状況										事後処理	備考
	市町村名	散布地区の内、外	月日時刻	被害状況及び被害量	発生原因	月日時間	実施市町村名	経過年数	散布対象作物等	散布対象作業	散布面積 (ha)	使用農薬名	10a当たり散布量	天候及び風向・風速	その他特記事項		

【記載上の注意】

- ・「農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律」（昭和25年法律175号）の認証制度に基づく有機農産物及び「特別栽培農産物に係る表示ガイドライン」（平成4年10月1日付け4食流第3889号総合食料局長、生産局長、消費・安全局長通知）に基づく特別栽培農産物に対する危被害が生じた場合は、〔危被害の対象作物等〕の欄にその旨を記入すること。
- ・航空法（昭和27年法律第231号）で所管される航空機の安全に関する事故等は除く。
- ・正確に、記入漏れのないようにすること。